平成２６年（フ）第３１７号
盛岡市東安庭字小森60番地１
破産者　村上　領子
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６２号
川崎市川崎区四谷上町20番３－106号　シティハイムムトウ
破産者　松本　　務
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２２９号
名古屋市中川区吉津１丁目1605番地　グランドール寿Ⅱ202号、従前の住所名古屋市中川区吉津２丁目607番地
破産者　岡島　奈緒
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９７１号
名古屋市南区白雲町45番地　シティオ笠寺公園507号
破産者　住田　達也
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６１号
名古屋市中川区戸田５丁目1212番地　ドミール山田301号
破産者　西村　彰三
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所第２部

平成２７年（フ）第３１２号
名古屋市港区野跡４丁目１番１－1709号　みなと荘
破産者　吉田　英行
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４５号
愛知県日進市香久山４丁目201番地２　12棟705
破産者　村上　　勲
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の554
破産者　吉田　昭之
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
堺市北区東浅香山町３丁78番地３
破産者　廣野　正巳
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
大阪府柏原市安堂町６番17号エトワールコートＡ棟203号、開始決定時の住所大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目４番14号
破産者　奥村　雅司
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
大阪府大阪狭山市東茱萸木１丁目509番地の１－211号、前住所堺市南区大庭寺608番地１２－10
破産者　みなとや工業こと　中尾　広明
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５２４号
神戸市垂水区名谷町1734番地の307、開始決定時の住所神戸市垂水区学が丘１丁目３－29
破産者　佐山　健一
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１号
神戸市兵庫区荒田町２丁目３番３号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町新在家2323番地の23
破産者　アトリエ・ストロベリーキャンドルこと　楠田　正一
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１３号
神戸市長田区苅藻通７丁目４番１号　タツミコーポ306号、従前の住所神戸市東灘区住吉南町４丁目２番６号
破産者　池袋工業こと　池袋　鉄幸
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７号
鳥取県米子市彦名町7647番地２　県住上粟島団地46－２棟37号、開始決定時の住所鳥取県米子市夜見町2434番地８
破産者　足立　公紀
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１５号
香川県高松市林町905番地８
破産者　岡本　　晃
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９号
福岡県久留米市荒木町荒木1428番地24、前住所福岡県久留米市国分町1654番地５
破産者　久保　徳男
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３４１号
福岡県遠賀郡水巻町立屋敷２丁目16番11号
破産者　鶴田　敏和
１　決定年月日　平成27年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部